徳島県国土強靭化地域計画及び徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画 推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定した「徳島県国土強靱化地域計画」(以下「地域計画」という。)及び「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第10条に基づき策定した「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」(以下「行動計画」という。)の整合性を図りつつ、適切な進捗管理と見直しを行い、両計画を計画的かつ着実に推進するため、防災関係機関をはじめ各分野の代表者や学識経験者で構成する徳島県国土強靱化地域計画及び徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会を設置し、県に対して助言、提言を行う。

(掌握事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について、助言、提言を行うものとする。
 - (1) 地域計画及び行動計画の推進に関すること。
 - (2) 地域計画及び行動計画の検証及び見直しに関すること。
 - (3) その他、地域計画及び行動計画に関し必要な事項。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員25名以内で構成する。
- 2 委員は、防災関係者及び学識経験者並びに一般の公募者等から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は 前任者の残任期間とし、公募委員の任期については別途定めるものとする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長をおく。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会をとりまとめ、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を行う。

(委員会)

- 第5条 委員会は、委員長が必要に応じ、招集する。
- 2 委員長は、必要と認める場合は、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明または意見を述べさせることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、とくしまゼロ作戦課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料2

	_			『************************************
基本目標		事前に備えるべき目標 		起きてはならない最悪の事態
			1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊によ
		直接死を最大限防ぐ		る多数の死傷者の発生
	٦			密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	T			広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
				突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
				大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
				暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
				被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		救助・救急、医療活動	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		が迅速に行われるとと	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2	もに、被災者等の健	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶
		康・避難生活環境を確	2-3	による医療機能の麻痺
		実に確保する	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者
			2-7	の発生
		V =	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3	必要不可欠な行政機能	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
I. 人命の		は確保する	3-3	 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
				防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
保護が最大		必要不可欠な情報通信		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
艮図られる	4	機能・情報サービスは		災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動
		確保する	4-3	や救助・支援が遅れる事態
Ⅱ. 国家及			5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
			J 1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影
び社会の重			5-2	
要な機能が			E 2	章 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
政命的な障				コンピナード・里安な産業ル設の損壊、大火、爆光等 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
害を受けず	5	経済活動を機能不全に	3-4	本工物との機能の停止による海外負易がの過れな影響
維持される		陥らせない	5-5	
-μ,η C 1 τ Ο			ГС	止による物流・人流への甚大な影響 塩粉な迷の見味などによる見際的な絵となる日本など類
				複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活や商取引等への甚大な影響
Ⅲ. 国民の				金料等の安定供給の停滞
財産及び公				異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
共施設に係			5 5	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサフ
る被害の最		ライフライン、燃料供	6-1	ライチェーン等の長期にわたる機能の停止
小化		給関連施設、交通ネッ	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
טוינ	6	トワーク等の被害を最		エバ道等の長期間にわたる機能停止
		小限に留めるととも	0-3	対象には、
Ⅵ. 迅速な			6-4	
复旧復興		に、早期に復旧させる	. .	能停止
				防災インフラの長期間にわたる機能不全 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		制御不能な複合災害・プログラック		地震に伴う中街地の人規模火火の発生による多数の死傷者の発生 海上・臨海部の広域複合災害の発生
				海エ・臨海中の広域後中央音の先生 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7		7-3	石線・石垣の建物団域に伴う闭塞、地下構造物の団域寺に伴う順反による文理M暦
/	'		7-4	
			7 5	流出による多数の死傷者の発生 有害物質の土坦措拡散、流出による国土の苦咳
				有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃 農地・森林等の被害による国土の荒廃
			0-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者
			8-2	
				等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態には、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態には、
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる
		従前より強靱な姿で復		事態
	_	促削より選挙な女に接		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文
	8	興できる条件を整備す	8-4	
	8	興できる条件を整備す	8-4	化の衰退・損失
	8		8-4	化の衰退・損失 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる
	8	興できる条件を整備す		化の衰退・損失 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる 事態
	8	興できる条件を整備す		化の衰退・損失 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる

■基本的な考え方(国と県の対照表)

参考資料3

○基本目標

国	県
人命の保護が最大限図られること	人命の保護が最大限図られる
国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受	徳島県及び社会の重要な機能が致命的な障害を
けず維持されること	受けず維持される
国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が
国氏の別性及び公共他政に係る版書の取り代	図られる
迅速な復旧復興	迅速な復旧・復興を可能にする

○基本方針

(1) 取組姿勢

国	県
我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が	本県の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から
存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつ	検討し、取組みにあたること
つ、取組にあたること	
短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延によ	短期的な視点によらず、強靭性確保の遅延によ
<u>る被害拡大を見据えた</u> 時間管理概念と <u>EBPM</u>	<u>る被害拡大を見据えた</u> 時間管理概念と <u>EBPM</u>
概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って	概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って
計画的な取組にあたること	計画的な取組みにあたること
各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強	国、市町村をはじめ関係機関等との連携協力に
化するとともに、災害に強い国土づくりを進め	よる取組みについても取り入れるなど、本県の
ることにより、地域の活力を高め、依然として	総力を挙げた取組みとすること
進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自	
律・分散・強調」型国土構造の実現を促すこと	
我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが	本県が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力
有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化	を強化すること
すること	
市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、	
大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制	
の適正な在り方を見据えながら取り組むこと	

(2) 適切な施策の組み合わせ

国	県
災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設	災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策
の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などの	とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施
ハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策	策を推進
を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する	
とともに、このための体制を早急に整備するこ	
ک	
「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み	「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み
合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して	合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して
取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険	取り組むこと
性が高い場合には、国が中核的な役割を果たす	
こと	
非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみな	非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみな
らず、平時にも有効に活用される対策となるよ	らず、平時にも有効に活用できる対策となるよ
う工夫すること	う工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

国	県
人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気	県民の需要の変化、 <u>気候変動等による気象の変</u>
候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化	<u>化、</u> 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、
等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延によ	強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時
<u>る被害拡大を見据えた時間管理概念や、</u> 財政資	間管理概念や、財政資金の効率的な使用による
金の効率的な使用による施策の持続的な実施に	施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化
配慮して、施策の重点化を図ること	を図ること
既存の社会資本を有効活用すること等により、	既存の社会資本を有効活用すること等により、
費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること	効率的かつ効果的に施策を推進
限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI	限られた資金を最大限に活用するため、PFIによ
による民間資金の積極的な活用を図ること	る民間資金の活用を図ること
施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する	施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する
こと	こと
人命を保護する観点から、関係者の合意形成を	
図りつつ、土地の合理的利用を促進すること	
科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成	
果の普及を図ること	

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

国	県
	本県の特性を踏まえた、本県独自のものとし
	て、先進的な取組みを反映すること
人のつながりやコミュニティ機能を向上すると	人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、
ともに、各地域において強靱化を推進する担い	社会全体の強靱化を推進すること。また、各地
手が適切に活動できる環境整備に努めること	域において強靱化を推進する担い手が適切に活
	動できる環境整備に努めること
女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十	女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に
分配慮して施策を講じること	十分配慮し、施策を講じること
地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の	地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の
維持に配慮するとともに、自然環境の有する多	維持に配慮するとともに、 <u>自然環境の有する多</u>
<u>様な機能を活用するなどし</u> 、自然との共生を図	様な機能を活用するなど、自然との共生を図る
ること	こと

○個別施策分野

国	県	
行政機能/警察・消防等/ <u>防災教育</u> 等	行政施策	
住宅・都市	住環境	
環境	11工块块	
保健医療・福祉	保健医療・福祉	
エネルギー		
金融		
情報通信	産業	
産業構造		
農林水産		
交通・物流		
国土保全	国土保全・交通	
土地利用(国土利用)		

○横断的分野

国	県
リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーション
<u>人材育成</u>	<u>人材育成</u>
官民連携	官民連携
老朽化対策	長寿命化対策
研究開発	研究開発
	過疎対策